

(案)

いきいきあいち スポーツプラン

～豊かなスポーツライフの創造～

愛 知 県

愛知県教育委員会

はじめに

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全面改定するもので、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」とうたっています。

スポーツは、世界の人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、言語や生活習慣の違いを超え、人類が共同して発展させてきた世界共通の文化の一つです。また、スポーツは、人格の形成、体力の向上、健康長寿の礎であるとともに、地域の活性化や、スポーツ産業の広がりによる経済的効果など、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠かせないものです。

本県では、平成15年から「スポーツあいち さわやかプラン ―21世紀の豊かな生涯スポーツ社会を築くために―」に沿ってスポーツ振興を図ってまいりました。策定から10年を経過した現在、近年の社会環境や価値観、県民のスポーツに対する意識の変化に対応し、一層豊かで活力に満ちた「スポーツ愛知」を実現するため、平成25年度を初年度とする新たなスポーツ推進計画「いきいきあいち スポーツプラン ～豊かなスポーツライフの創造～」を策定いたしました。

「いきいきあいち スポーツプラン」の策定にあたっては、平成24年3月に文部科学省から告示されたスポーツ基本計画を参考にしながら、前プランの成果と課題及びアンケート調査やパブリックコメントによる県民の意見等を踏まえております。このたび、愛知県スポーツ推進審議会における審議を経て答申されたものを県教育委員会で取りまとめました。

このプランにより、今後一人でも多くの県民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、学校体育・スポーツ、生涯スポーツ、競技スポーツ並びに障害者スポーツの発展を目指してまいります。

平成25年3月

愛 知 県
愛知県教育委員会

目 次

I 「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～」の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～」の基本施策

- 1 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実・・・・・・・・ 3
 - (1) 幼児期からの運動習慣の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 学校と地域における子どもの体力向上への取組・・・・・・・・ 4
 - (3) 学校における体育に関する活動の充実・・・・・・・・・・・・ 4
 - (4) 教員の指導力の向上と外部指導者の効果的活用・・・・・・・・ 5
 - (5) 安全指導・安全教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進・・・・・・・・ 7
 - (1) 若者をはじめとした成人のスポーツ参加機会の拡充・・・・ 7
 - (2) 高齢者の体力づくり支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 障害者のスポーツ活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (4) スポーツにおける安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

- 3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備・・・・ 11
 - (1) 総合型クラブの育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 子どものスポーツ環境の充実に向けた総合型クラブと学校との連携・・・・ 12
 - (3) 地域のスポーツ指導者・クラブマネージャー等の養成及び活用促進・・・・ 12
 - (4) 地域スポーツ施設の充実と学校体育施設の有効活用の促進・・・・ 13
 - (5) 地域スポーツと企業・大学等との連携・協働・・・・・・・・・・・・ 14

- 4 競技力の向上を目指す取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) ジュニア選手の発掘・育成・強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) トップアスリート（チーム）の強化・連携・活用・・・・・・・・ 15
 - (3) スポーツ指導者及び審判員等の養成・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (4) 障害者スポーツの競技力向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (5) スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上・・・・・・・・・・・・ 16
 - (6) 国際競技大会等の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

参 考 1

「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～」の概要・19

参 考 2

「スポーツあいち さわやかプラン」(平成15年度～平成24年度)の
主な成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

参 考 3

スポーツに関する県民の意向調査(抜粋)・・・・・・・・・・27

参 考 4

国のスポーツ推進施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

愛知県スポーツ推進審議会委員名簿・・・・・・・・・・37

愛知県スポーツ推進計画策定委員等名簿(平成24年度)・・・・・・・・38

I 「いきいきあいち スポーツプラン ～豊かなスポーツライフの創造～」の

基本的な考え方

1 計画策定の背景

本県では、平成15年から、当時の社会環境や県民のスポーツに対する意識の変化に対応し、一層豊かで活力に満ちた「スポーツ愛知」を実現するために策定した「スポーツあいち さわやかプランー21世紀の豊かな生涯スポーツ社会を築くためにー」（以下「前プラン」という。）に沿ってスポーツの推進を図ってきました。

その結果、国民体育大会における総合成績上位入賞や、学校体育・地域スポーツの充実、指導者の養成、ドーピング防止活動の推進など、計画全体の目標のおよそ8割を達成することができました。しかしながら、成人の週1回以上のスポーツ実施率や、総合型地域スポーツクラブの創設目標、子どもの体力の向上などについては、目標を達成できたとはいえない状況であり、次代への課題となっています。

近年、少子高齢化や核家族化、地域社会における人間関係の希薄化が進行しているほか、情報化や急速なグローバル化に伴う雇用環境の変化など、人々を取り巻く社会環境は急激に変化しています。

そのため、精神的なストレスの増大や運動不足による生活習慣病の増加、コミュニケーション能力の低下などさまざまな問題が出てきており、心身の健康の保持増進とコミュニティの形成が大きな課題となっています。

一方では、価値観やライフスタイルの多様化が進み、暮らしの中にゆとりや潤いといった心の豊かさを求めようとする意欲が高まっています。

こうした社会状況において、スポーツは、人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすとともに、わたしたちの「こころ」と「からだ」の健全な発達を促してくれるものです。また、地域の活性化や、スポーツ産業の広がりによる経済効果が期待されるなど、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠くことのできない存在となっています。

このような中で、前プランが平成24年度をもって終期を迎えることから、前プランの理念を引継ぎながら、スポーツを取り巻く課題や変化する社会の動向を見極め、さらに愛知のスポーツを推進していくため、本県が今後取り組むべき方向を示す新たな計画を策定することにしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画として位置づけるものです。

3 計画の趣旨

県民一人一人がそれぞれのライフステージや興味・関心等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、活力ある「スポーツ愛知」を実現するための基本的な方向性を示すものです。

4 計画期間

平成25年度(2013年度)から平成34年度(2022年度)までの10年間とします。中間年となる平成29年度(2017年度)に内容を見直します。

5 計画の推進方針

本県のスポーツの現状を捉えながら、今後10年先を見据え、次の4つの基本施策で推進します。

【基本施策】

- 1 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- 4 競技力の向上を目指す取組の推進

Ⅱ 「いきいきあいち スポーツプラン ～豊かなスポーツライフの創造～」の 基本施策

1 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

本県の子どもの体力については、昭和60年頃を頂点に、低下傾向が続いていましたが、現在は体力低下に歯止めがかかってきた状態です。

しかし、子どもの体力については、体力水準が高かった昭和60年頃と比べると依然として低い状況であるとともに、近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められています。

このような中で、子どもが幼児期から運動に親しむ習慣を身に付け、体力を高められるよう学校や地域において体育・スポーツの充実を図るとともに、生涯にわたって運動を継続していけるような環境整備に努め、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることを目指します。

(1) 幼児期からの運動習慣の確立

幼児期において、体を動かす遊びを中心とした身体活動を十分にすることは、生涯にわたって健康を維持し、積極的に活動に取り組み、豊かな生活を送るための基盤づくりになります。

とくに幼児期には、保護者の運動への理解と意識の向上や、保護者が子どもと一緒に運動することが大切です。県は、保護者を始め幼児に関わる人々が、幼児期の運動を正しく理解し、実施していけるように支援します。

ア 保護者への啓発活動の推進

幼児期における遊びの重要性について、保護者の意識を高めるための啓発活動に努めるとともに、親子が一緒になって体を動かす遊びや運動のプログラムを作成します。

イ 幼稚園や保育所などにおける身体活動環境の整備

幼児期においては、子どもの興味・関心に基づいた自発的な遊びのかたちでの運動経験が効果的です。幼稚園教諭や保育士が屋内外においてさまざまな運動遊びを自立的・自発的に行えるよう支援するとともに、望ましい運動習慣を身に付けさせるための取組を推進します。

ウ 地域における遊び場の環境整備

幼児期の子どもが安全に遊べる場所（公園・広場）を有効活用します。

また、親子で参加できる運動や遊びの機会を拡充し、積極的に情報発信します。

(2) 学校と地域における子どもの体力向上への取組

学校での体育的活動や地域における運動・スポーツの実践は、児童生徒の体力向上の基盤となるものです。学校と地域の連携をさらに進めていき、児童生徒の体力の向上を図るとともに、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するよう努めます。

- ア 地域のスポーツ指導者を活用し、小学校全体の体育の授業計画を作成したり、担任とチームティーチングで体育の授業に取り組む人材(小学校体育活動コーディネーター*¹)の派遣体制を整備します。
- イ スポーツ少年団等の各種スポーツ団体が子どものスポーツ機会の提供に努め、多様なスポーツ活動が効率的、効果的に行われるための取組を推進します。
- ウ 子どもが楽しく安全にスポーツに親しめる環境を創り出すため、市町村と連携し、学校の実態に応じてグラウンドを芝生化する等、学校体育施設の充実を図ります。
- エ 特別な支援が必要な児童生徒の学校体育に関する活動を推進するため、学校と地域のスポーツ関係者の連携を促進します。
- オ 学校と地域のスポーツクラブや障害者スポーツ団体等との連携をさらに進め、授業、部活動等に地域のスポーツ指導者を積極的に活用し、多様なスポーツ活動が効率的・効果的に行われるよう努めます。

(3) 学校における体育に関する活動の充実

学校における体育に関する活動は、すべての子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための基礎となります。

児童生徒が運動を好きになるような魅力ある授業づくりへの取組や、学校教育活動全体を通じた体力づくりをさらに推進していくことが必要です。

また、運動部活動は、スポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上を図るだけでなく、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、仲間や教員等との密接な触れ合いの場として大きな意義を有する活動です。その意義を踏まえ運動部活動の更なる活性化を図ります。

ア 体育の授業及び体育的活動の充実

- (ア) 体育の授業では、児童生徒の発達段階に応じて体を動かす楽しさや心地よさ、達成感を味わわせ、運動好きな子どもを増やすとともに、各種の運動を通して基礎的な運動能力や運動技能の定着に努めます。また、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育成し、学校卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続できるよう学校体育の充実を図ります。

* 1 「小学校体育活動コーディネーター」とは、小学校全体の体育の授業や体育的活動の計画を補助したり、担任等とチームティーチングで体育授業に取り組んだりするとともに、地域との連携を図ることを目的に、総合型地域スポーツクラブから派遣されるアスリートスタッフ。

(イ) 「全国体力・運動能力等調査」等の結果を検証し、児童の体力向上に向け、県が独自に作成した小学校低・中学年向けの「体力向上プログラム*2」の普及を推進し、自らすすんで運動に親しみ、体力を高められるような児童の育成に努めます。

さらにプログラムを小学校高学年、中学校、高等学校まで拡大して作成し、効果的な指導に努めます。

(ウ) 学校の教育活動全体を通じて、体育に関する活動の充実を図るため、学校の実情に応じて体育の専科教員の配置を検討するとともに、体育施設、設備、用具、遊具の整備に努めます。

(エ) 体力の優れた児童生徒に体力賞を交付したり、学校教育活動全体を通して体力向上に優れた成果を上げた学校を顕彰する「体力づくり推進事業」の意義とこれまでの成果を踏まえて継続していきます。

(オ) 特別に支援の必要な児童生徒に対する学校の体育に関する活動について、障害の種類や程度に応じて参加できるようにするための適切かつ効果的な指導を推進します。また、特別支援学校と小・中・高等学校との連携を図り、体力づくりについて相互の交流が活発に行える体制づくりを進めます。

イ 運動部活動の活性化

(ア) 運動部活動の活性化には、指導者の役割が大きなウェイトを占めます。県は、運動部活動の指導ができる教員の育成と効果的な配置を進めます。

(イ) 運動部活動を通じた魅力と特色ある学校づくりを支援します。

(ウ) 児童生徒の個性やニーズ、学校の状況に応じて「複数校合同部活動」や「複数校合同チーム」による大会参加など、柔軟な運営が今後より一層進むように努めます。

(4) 教員の指導力の向上と外部指導者の効果的活用

児童生徒の体力、運動能力・運動技能の向上には、指導者の指導力向上が重要です。県は、教員の指導力向上を図るとともに、外部の指導者を効果的に活用します。

ア 教員の資質向上

(ア) 児童生徒が運動を好きになり、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を身に付けられるよう、教員の指導力向上を図る専門的な研修会・講習会の充実に努めます。

(イ) 児童生徒の心身の成長についての理解を深め、試合の勝利のみにこだわることなく、スポーツの楽しさや素晴らしさを伝えることができる教員を育成します。

*2 「体力向上プログラム」とは、本県が平成22年度に小学校低、中学年向けに作成した、多様な動きをつくる運動(遊び)のプログラムである。

(ウ) 体育・運動部活動指導のための教材や実技指導資料の作成・配付・活用を進めます。

イ 外部指導者の効果的活用

(ア) 地域のスポーツ指導者を活用するための環境整備を進め、体育の授業、部活動指導の充実を図ります。

(イ) 競技団体や企業、大学等との連携を深め、学校にトップアスリートを派遣する取組をより一層進め、教員の指導力向上と児童生徒の意識の高揚を図ります。

(5) 安全指導・安全教育の充実

体育の授業や運動部活動等、学校の体育に関する活動を安心して行うためには、事故防止やスポーツ障害の予防・早期発見など安全面でのさらなる配慮・工夫が必要です。

こうしたことを踏まえ、スポーツ事故の防止やスポーツ障害等の予防・早期発見、安全指導、安全管理の向上に努めるとともに、児童生徒への安全教育の充実を図ります。

ア スポーツ事故の防止及びスポーツ障害の予防

(ア) スポーツ医・科学を活用したスポーツ事故の防止や、スポーツ障害の予防・早期発見に関する知識の普及啓発を図るための研修会の充実を図ります。

(イ) 学校とスポーツドクター*³、地域の医療機関等の専門家との連携を推進し、スポーツ活動中の事故や外傷、障害等の防止・軽減に努めます。

イ 安全指導・安全管理

(ア) スポーツの安全性の向上や事故防止等に関する教員研修の充実を図り、より安全な指導ができるようにします。

(イ) 学校で保有しているスポーツ用具の定期的な点検や適切な保管管理に関する啓発に努めるとともに、体育施設・設備の整備に努めます。

(ウ) 学校における体育・保健体育の授業や、部活動及び教育活動全般を通じて、児童生徒に対し、スポーツ事故やスポーツ障害の予防に関する安全教育の充実を図ります。

(エ) スポーツ施設にAEDを設置することは、人命救助に大きく寄与する喫緊の課題です。児童生徒がスポーツを行う公共施設にAEDの設置を推進していくとともに、利用方法等の研修会の充実を図ります。

*3 「スポーツドクター」とは、スポーツ医学に関する十分な知識を有し、スポーツで生じた障害や外傷、疾病を診断し治療する医師。(公財)日本体育協会、(社)日本医師会等の公認証を持ち、トレーニングや健康管理の指導も行う。

2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

子どもから大人、高齢者や障害のある人など、県民の誰もがそれぞれの年齢や技術、体力、男女の性差、興味・目的などに応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことは、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で、欠かすことのできないものです。

このような観点から、県は、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、スポーツ環境の整備に取り組みます。

(1) 若者をはじめとした成人のスポーツ参加機会の拡充

県民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに努め、成人の週1回以上のスポーツ実施率を60%^{*4}、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標に掲げ、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

ア 家族で参加できるスポーツ教室やスポーツイベントの開催

県・市町村や各競技団体が連携し、親子や家族がともに参加することができるスポーツ教室や、愛知スポーツ・レクリエーションフェスティバル等のスポーツイベントを開催することで、スポーツ未実施者やスポーツが苦手な人がスポーツに参加するきっかけとなるよう努めます。

イ 特定の年齢層・性別等をターゲットにしたスポーツイベントの開催

総合型地域スポーツクラブ^{*5}（以下「総合型クラブ」という。）等において、「若者デー」や「レディースデー」などを設け、特定の年齢層・性別等をターゲットにしたスポーツプログラムやスポーツイベントを開催し、スポーツ実施率の向上を図ります。

また、「スポーツツーリズム^{*6}」、「スポーツコミッション^{*7}」など、これまでと違った目線でスポーツを捉えることで、成人のスポーツ機会の拡充に努めます。

ウ 子育て期にある女性のスポーツ参加機会の拡充

子育て期にある女性がスポーツを楽しむことは、子どもにも好影響を与え、スポーツ好きな子どもの育成につながると考えられるので、市町村や総合型クラブ等と連携し、託児付きのスポーツ教室を開催するなど、女性の指導者や参加者がスポーツ活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

*4 平成22年1月「スポーツに関する県民の意向調査」では成人の週1回以上のスポーツ実施率は45.5%であった。

*5 「総合型地域スポーツクラブ」とは、複数の種目が用意され、子どもから高齢者まで初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて活動できるクラブ。地域住民が主体的に運営し、その運営の財源は自主財源（クラブ会員の受益者負担）を基本とする。

*6 「スポーツツーリズム」とは、スポーツを「する」「観る」「支える」ための旅行やこれらと周辺観光地を組み合わせた旅行を総じて表した言葉。

*7 「スポーツコミッション」とは、スポーツによる地域経済・社会・コミュニティの活性化を目的とした組織。

エ スポーツ実施率の低い働き盛りの世代へのスポーツ参加機会の拡充

スポーツ実施率の低い20～40歳代の働き盛りの世代が、積極的にスポーツに親しむことができるよう、職場において「スポーツのためのノー残業デー」を設定したり、月に1回程度、職場でスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことを啓発するなど、スポーツに親しむきっかけづくりに努めます。

また、健康を維持するために、通勤時に“一駅分”歩くなど、日常生活に運動やスポーツを取り入れることを啓発し、運動の習慣化につながるような取組を推進します。

オ 各種スポーツ団体の育成を促進・支援するとともに、組織化された団体・クラブとの連携を図ります。

(2) 高齢者の体力づくり支援

県では、産・学・行政の協働のもとで、県民の健やかな成長といきいきとした健康長寿の実現をめざすための「健康長寿あいち宣言^{*8}」を公表し、長生きしてよかったと思える「健康長寿あいち」づくりを進めています。

生涯を通じて明るく豊かで活力のある健康的な生活を送ることは、全ての県民の願いです。県は、運動やスポーツを通じて、健康寿命を延ばし、高齢者が元気にいきいきと暮らし続けることができるよう、健康づくりや生きがいづくりの支援を進めます。

ア 高齢者向けの各種スポーツ教室等の開催支援

市町村や関係機関、スポーツ推進委員、スポーツ団体等と連携し、ニュースポーツやウォーキング、ダンスなど、年齢や体力に関係なく、いつでも気軽に取り組み、楽しむことができる、高齢者向けの各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催を支援します。

イ 運動・スポーツプログラムの提供

より多くの高齢者が運動やスポーツに親しむことができるよう、関係機関や市町村、総合型クラブ等と連携し、手軽に継続して実施することができる運動・スポーツプログラムを提供します。

*8 「健康長寿あいち宣言」とは、県が県民の健康長寿を実現するために、平成18年3月に開催された「あいち健康の森推進会議」で賛同を得て発表した宣言で、都道府県レベルでは初の具体的な数値目標を掲げている。

ウ 全国健康福祉祭への選手団派遣

(社福) 愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンター*⁹ と連携し、高齢者の健康と生きがい、社会参加と世代間交流を深めることができるスポーツ・文化の祭典である「全国健康福祉祭 (ねんりんピック) *¹⁰」へ選手団を派遣し、豊かで活力ある長寿社会の形成を目指します。

エ 高齢者のスポーツに関する情報発信

市町村や関係機関と連携し、高齢者のスポーツの普及・啓発に努め、各種競技大会やスポーツ教室の開催情報など、高齢者のスポーツに関する情報発信に努めます。

(3) 障害者のスポーツ活動の推進

障害のある人にとってのスポーツ活動は、リハビリテーション効果、すなわち、障害の進行の予防や軽減、現存している機能の維持・向上などの効果があるばかりでなく、社会参加の増大や、社会活動への自信の回復、積極的で豊かなライフスタイルの獲得のほか、障害のある人の活動に対する社会の認知度の増大にも効果が期待できます。

県は、障害者スポーツの推進が、スポーツ全体の推進につながり、障害の有無や年齢・性別にかかわらず、全ての人々がスポーツに親しむことのできる社会の実現に寄与することから、障害者のスポーツ活動への支援に努めます。

ア 障害者スポーツ大会の開催及び支援

県障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への選手団派遣など、障害者スポーツ振興への取組について、市町村、(社福) 愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンターをはじめとする各種関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、大会等の周知を含めた計画的な支援に努めます。

イ 障害者スポーツ教室の開催支援

市町村や関係機関と連携し、障害者の特性に応じて、用具や競技ルールを工夫することで、障害者が参加しやすくなるようなスポーツ教室の開催を支援します。

* 9 「(社福) 愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンター」とは、障害者スポーツ大会の開催や指導者養成など、障害者スポーツの推進を図る組織。

* 10 「全国健康福祉祭 (ねんりんピック)」とは、高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典。厚生省創立50周年を記念して、昭和63年に開始されて以来、毎年開催されている。

ウ 障害者スポーツ指導員の養成

関係団体や福祉関係の大学・専門学校との連携、交流を図るとともに、指導者講習会や養成研修を実施し、それぞれの障害や種目の特性に応じて適切な指導ができる障害者スポーツ指導員^{*11}の育成に努めます。

エ 障害者と健常者が共に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進

障害者スポーツは、障害のある人に限らず、子どもから高齢者、運動が必ずしも得意でない人まで、心身の状況や運動能力、環境に応じて誰でも取り組み、楽しむことができる新しいスポーツとして幅を拡げられる可能性があります。市町村や関係機関、スポーツ団体等と連携し、共にスポーツ・レクリエーション活動^{*12}に参加できる機会の充実を図ります。

オ 障害者スポーツに配慮した地域づくり

市町村や関係機関と連携し、障害者スポーツへの理解を深めるとともに、障害者が地域の住民と一緒に気軽にスポーツを楽しむことができるような地域づくりをより一層推進します。

カ 障害者スポーツに関する情報発信

障害者スポーツの普及・啓発に努め、各種競技大会やスポーツ教室の開催情報など、障害者スポーツに関する情報発信に努めます。

(4) スポーツにおける安全の確保

スポーツ事故その他スポーツ活動によって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減を図ることは、安全な環境のもとで日常的にスポーツに親しむために不可欠です。

県は、スポーツドクターや地域の医療機関等の専門家、及び施設管理者と連携し、安心してスポーツ活動を行うための環境を整備するとともに、スポーツによって生じる事故・外傷・障害等の防止や軽減に努めます。

ア スポーツ施設やスポーツ用具の安全性の確保

施設管理者（指定管理者を含む）は、スポーツ施設やスポーツ用具の安全性を確保するため、危機管理マニュアルの作成や連絡体制を確立するなど、危機管理体制を構築し、管理者による定期的な点検や保守管理の徹底を図ることで、スポーツ事故等の未然防止に努めます。

*11 「障害者スポーツ指導員」とは、スポーツを通して、障害のある人たちに体を動かすことの楽しさを伝えたり、身体能力の向上、さらにスポーツ技術の上達を目指して指導するアドバイザーで、(公財)日本障害者スポーツ協会が認定する資格。初級、中級、上級の三段階あり、中級以上の取得者が対象となるスポーツコーチの資格もある。

*12 「スポーツ・レクリエーション活動」とは、スポーツとして行われるレクリエーション活動のこと。心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われる活動としてスポーツ基本法第24条において新たに位置づけられた。

イ スポーツ外傷・障害や熱中症の予防

スポーツドクター愛知県連絡協議会や地域の医療機関等の専門家と連携し、スポーツ指導者を対象とした、スポーツ外傷・障害等の予防や対処法、熱中症の予防等の講習会を開催し、専門的知識の普及に努めます。

ウ 各スポーツ施設へのAEDの設置及び救命救急訓練の開催

スポーツを行う際には、特に生死にかかわる急な心肺停止等についても十分対処できるようにしておくことが大切です。

現在、さまざまな施設にAEDが設置され、地方公共団体や医療機関、スポーツ団体等によりAED設置状況の公開や、利用方法等の研修会が行われ、人命救助のために大きな力となっています。

県は、施設管理者（指定管理者を含む）と連携し、公共スポーツ施設へのAED設置を推進していくとともに、利用方法等の研修会の充実を図ります。

3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

行政だけでなく県民、NPO団体、スポーツ団体、学校、企業などが、積極的にスポーツ活動にかかわり、共助の精神で活動を行う「新しい公^{*13}」を推進し、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

また、競技スポーツだけでなく、健康・体力づくりや仲間づくりを目的としたスポーツ活動、そして、文化・福祉活動も含めた総合的な活動を展開することで、地域の活性化を推進します。

(1) 総合型クラブの育成支援

ア 地域住民及び学校・スポーツ諸団体に対して、総合型クラブの理念、趣旨、特徴、地域住民のかかわり方等を広く啓発し、理解を深める機会をつくります。

イ 設立している総合型クラブが市町村コミュニティのスポーツの核となるよう育成し、そのクラブを拠点として、近隣の地域に総合型クラブの活動が広がるよう支援していきます。

ウ 設立している総合型クラブが自立した活動を継続し、公益的な活動に取り組み、地域から信頼を得られるようNPO法人格の取得を促します。

エ 総合型クラブが未設置の市町村には、地域の実情に応じた幅広い支援策を推進し、少なくとも1つは設置できるよう引き続き支援を続けます。

オ 広域スポーツセンター^{*14}を効率的に運営し、県内全ての総合型クラブをカバーできる体制づくりを推進します。

*13 「新しい公」とは、市町村、県、国だけでなく、NPO、企業など、地域社会に関わる主体が参加し、受委託、協働、連携あるいは自律的な活動と支援といったさまざまな形で役割を分担する領域のこと。

*14 「広域スポーツセンター」とは、総合型地域スポーツクラブの創設、育成及び県内のスポーツ活動を支援する組織。
平成16年11月に設置された。

(2) 子どものスポーツ環境の充実に向けた総合型クラブと学校との連携

ア 学校・幼稚園・放課後児童クラブ等への総合型クラブの啓発

- (ア) 学校に総合型クラブの重要性を認知してもらい、総合型クラブ設立や継続した活動に向けてのパートナーシップの形成を推進します。
- (イ) 学校の施設を有効に活用しながら、総合型クラブの拠点が地域（校区）の拠点として位置づけられるよう努めます。

イ 子どもの運動遊びやスポーツする場づくりの推進

- (ア) 総合型クラブの活動の中に、勝敗を競う活動だけでなく、子どもや親子で参加できる活動やいろいろな種目を体験できる活動など、常時活動できる場をつくることを推進します。
- (イ) 学校と総合型クラブが連携して運動会やスポーツ行事を共同開催するなど、子どもや保護者に対する総合型クラブの認知度を高めます。そして、子どもの活動に保護者が参加することにより、運動実施率の低い世代（20～40歳代）の運動し始めるきっかけづくりを進めます。
- (ウ) 幼稚園や放課後児童クラブ等と連携し、運動や外遊びの機会を増やす取組を支援します。

ウ 総合型クラブと学校が協力した、子どもの体力づくりの推進

学校・保護者・地域の三者が一体となって子どもの体力づくりを推進します。

エ 指導者の交流の推進

- (ア) 小学校全体の体育の授業等を計画したり、担任の先生に体育の授業のノウハウを伝えたりする、小学校体育活動コーディネーターやトップアスリートを派遣する体制の整備を支援します。
- (イ) 中学校、高等学校の体育の授業や運動部活動の専門的な指導者不足を補い、授業や部活動の充実を図るため、地域スポーツ指導者やトップアスリートの活用を推進します。

(3) 地域のスポーツ指導者・クラブマネージャー^{*15}等の養成及び活用促進

ア スポーツ推進委員^{*16}の資質向上と活用

- (ア) 熱意と能力があり、地域において効果的に連絡調整できる人材を委嘱するよう市町村に促し、総合型クラブの創設・発展に積極的に参画できる人材の育成に努めます。
- (イ) 地域スポーツへの女性の参加率が向上してきたため、女性委員の加入割合を高め、資質の向上に努めます。

*15 「クラブマネージャー」とは、総合型クラブの運営に携わる中心的な役職。（公財）日本体育協会が主催する講習を受講して資格を取得する。

*16 「スポーツ推進委員」とは、スポーツ基本法に基づき、地域スポーツ推進のため市町村が委嘱する非常勤職員（旧体育指導委員）。スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導・助言を任務としている。

- (ウ) 地域スポーツ推進の活動を通して、明るく元気な街づくりに寄与します。
- イ 資質の高いスポーツ指導者の養成と活用
- (ア) 運動遊びリーダーを始め、少年・少女、高齢者、女性、障害者等のスポーツ指導を適切に行うことができるスポーツ指導者養成講習会を開催します。
- (イ) スポーツ指導者の需要を把握するとともに、情報を発信し、利用しやすいシステム構築に努めます。
- (ウ) 地域住民の総合型クラブ活動への参加機運を高めるため、トップアスリートを含めた競技者が地域スポーツの指導者として活躍できる場づくりを推進します。
- ウ 地域住民による主体的なクラブ活動の運営に向けた、マネジメントやコーディネートができる人材育成
- 総合型クラブのマネージャーや、スポーツ指導者の雇用形態の改善を図り、長期間にわたり安定して運営できるよう、多様な財源を確保し、財政的にクラブが自立できるような仕組みづくりを推進します。
- (4) 地域スポーツ施設の充実と学校体育施設の有効活用の促進
- ア 愛知県体育館や愛知県武道館など、県が所管するスポーツ施設において、広域的な地域を対象とした競技大会を開催するなど、それぞれの施設が持つ役割を果たすことができるようスポーツ環境の整備に努めます。
- イ 県立高等学校の体育施設を始め、市町村立学校の空き教室等の積極的な活用による、地域スポーツ活動場所の拡充に努めます。
- ウ 行政各部署が互いに連携しあい、効率的な施設の設営・運営を図ります。
- エ 学校体育施設と地域との共同利用化についての先進事例を収集し、市町村に対して共同利用の普及・啓発を図ります。また、学校体育施設開放に関する責任や負担・利用調整等を、市町村・学校・地域が協働して担うことが可能となる施設の運営方法を検討し、共同利用化を促進します。
- オ 学校体育施設や公共スポーツ施設等が「新しい公」を担う地域コミュニティの核となる機能を充実・強化するため、地域住民の交流の場となるようクラブハウス^{*17}の整備についての検討を進めます。
- カ 学校の体育施設や教室、公共の体育館・プール・競技場・多目的広場・公民館などの施設利用率が向上し、地域住民のスポーツ参加率が高まるよう関係各所へのはたらきかけに努めます。
- キ 公共スポーツ施設の指定管理者^{*18}として法人格を有する総合型クラブを指定している先進事例を調査し、市町村に情報を提供します。

*17 「クラブハウス」とは、学校や既存施設の一室を間借りするなどして、地域スポーツ活動の窓口やスポーツ情報の発信・集約拠点となり、地域住民の交流や親睦を図る場になることが期待されている。

*18 「指定管理者」とは、指定管理者制度において地方公共団体から公の施設の管理を任される団体のこと。

ク 健常者も障害者もともに利用できるスポーツ施設の在り方を考え、障害者の健康の保持増進や福祉の向上に寄与することを目的とした、既存施設のバリアフリー化を推進します。

(5) 地域スポーツと企業・大学等との連携・協働

ア 地域スポーツの人材養成を企業や大学に働きかけ、総合型クラブ向けの公開講座や講習会を開催するなど、連携・協働の取組を支援します。

イ 健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行うための方法や、健康増進、スポーツ障害・事故防止策、地域の活性化につながるスポーツ・レクリエーションプログラム等について、大学での研究成果や人材を広く地域スポーツに活用するための取組を推進します。

ウ 大学生のインターンシップやスポーツボランティアを利用して、総合型クラブの人手不足を補うとともに、活動の活性化を図ります。

エ 総合型クラブが企業・大学と協力関係を構築することで、トップアスリートや指導者、スポーツ医・科学研究者等外部資源を地元還元できる仕組みを検討します。そして、ジュニアアスリートの発掘、生活習慣病や介護予防といった新しい分野にも取り組み、クラブで育成した子どもたちが企業や大学に入るような「スポーツ界における好循環^{*19}の創出」など、これまでにはないクラブ活動の可能性を検討します。

4 競技力の向上を目指す取組の推進

オリンピック、パラリンピック^{*20}などの国際競技大会や、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会などの全国規模の競技会における本県選手の活躍は、県民に大きな感動を与え、スポーツへの強い関心を高める原動力となります。

そのために、活力ある「スポーツ愛知」の実現を目指した競技スポーツのさらなる充実、普及・推進に取り組めます。

(1) ジュニア選手の発掘・育成・強化

ジュニア期は、生涯にわたってスポーツライフを実現するための資質や能力を養う年代であり、発育・発達レベルに応じた適切な指導が大切です。

こうした将来性豊かなジュニア期において、個人の特性等を見極め、優れた素質を有するアスリートとして成長させるためには、一貫した指導理念に基づく強化システムを構築させなければなりません。各競技団体は中央競技団体が示す、中・長期的な強化プランに基づき、個人の特性に応じた最適な指導を県内においても受けられる仕組みを作ることが必要です。

*19 「スポーツ界における好循環」とは、トップアスリートが引退した後もそのキャリアを生かした活動ができる環境。

*20 「パラリンピック」とは、国際パラリンピック委員会が主催する障害者を対象とした世界最高峰のスポーツ競技大会。

したがって、県においては、(公財)愛知県体育協会が中心となり、ジュニアアスリートの育成に関わるスポーツ指導者、各競技のジュニア層クラブ、学校部活動等との連携を深め、ジュニア期における適性を見極め、有望なジュニア選手の発掘から効果的な育成・強化に取り組めます。

(2) トップアスリート(チーム)の強化・連携・活用

ア トップアスリート(チーム)の強化

各競技において、優れた素質を有するアスリートが、一貫した指導理念に基づいて、トップアスリートへと育成されるシステムが重要であり、個人の特性等に応じた最適な指導を受けることができるような仕組みが求められています。このため、各競技団体が中・長期的なプランに基づいて、効果的にアスリートの強化を図ることができるように支援します。

また、国際レベルを目指すアスリートが競う国内トップレベルの総合競技大会である国民体育大会への選手の派遣を通して、県内の競技力向上を図るとともに、トップアスリートや指導者の意欲を高める観点から、愛知県スポーツ顕彰^{*21}や、(公財)愛知県体育協会表彰^{*22}を実施します。

イ トップアスリートの連携・活用

本県のトップアスリート(チーム)の活躍は、県民に大きな夢と感動をもたらします。また本県には全国的にも有数なトップアスリートが所属する企業、学校が、数多く存在しています。

このようなトップアスリート(チーム)が、競技間あるいは異種競技の垣根を越えて密接に連携し、また、トップアスリート(チーム)が地域でのスポーツ指導等により、県民に身近な存在として「スポーツ愛知」のシンボリックな活動を展開することで、県内スポーツの普及・推進に多大な効果が期待されます。

したがって、県は、各競技団体及び(公財)愛知県体育協会が、トップアスリート(チーム)が所属する企業、学校等、各機関との連携体を形成し、県内で巡回指導等の事業展開を実施するような取組を支援します。

(3) スポーツ指導者及び審判員等の養成

ア 指導者等の養成

競技力を高めるためには、各競技における公認スポーツ指導者及び審判員の養成が不可欠です。各競技団体が、公認スポーツ指導者資格の義務付けと審判員の資質向上を目指すことは、質の高い指導やレベルの高い試合へと発展し、競技力向上に大きく寄与します。

*21 「愛知県スポーツ顕彰」とは、国際的なスポーツ競技大会等において、優れた成果を挙げるなど本県スポーツの向上と振興に関し、特に功績が顕著な者に対して知事が行う表彰。

*22 「(公財)愛知県体育協会表彰」とは、本県の体育・スポーツの向上・発展に功績があった個人や団体に対して(公財)愛知県体育協会が行う表彰。

県は、(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者をはじめとした各競技の公認スポーツ指導者及び審判員等の養成を支援します。

イ 高レベルの指導環境の構築

各機関が連携し、ジュニア期からトップレベルに至るまでの個々の特性や、発達段階に応じた専門的指導が行える指導者の養成及び指導体系の構築を図るとともに、競技力向上に向けた企画立案、スポーツ医・科学・情報の分野に高い専門性を有するスタッフを養成・確保し、競技に関する状況分析や情報共有の機能強化に努めることが望まれます。

県は、選手の可能性を最大限に引き出し、選手の夢の実現に向けて共に歩むことができる質の高いスポーツ指導者、スポーツドクター、アスレティックトレーナー*23、アナリスト*24、審判員等の養成に努め、トップレベルのスポーツ推進に寄与する環境整備の構築を目指します。

(4) 障害者スポーツの競技力向上

ア スポーツ競技団体等との連携

障害者が、障害の程度に応じてスポーツを楽しむとともに、競技力向上を図ることができるよう、障害者スポーツ競技団体と、スポーツ競技団体、スポーツクラブ、大学等との連携を図ります。

イ 障害者スポーツ団体が実施する競技力向上対策事業等への支援

障害を持つアスリートが競技に打ち込む姿は、障害のある人だけでなく、多くの人々に勇気や感動を与えることから、障害者スポーツ競技団体が実施する競技力向上対策事業等への支援に努めます。

(5) スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

ア ドーピング防止活動

ドーピング*25については、アスリートに重大な健康被害をもたらすことに加え、フェアプレイの精神に反し、青少年に悪影響を及ぼすなどの問題があります。ドーピング撲滅に向けて国内外で取組が進められ、スポーツ基本法においても、「国はドーピング防止活動の推進に必要な施策を講じること」とされています。このような観点から、国際的な水準のドーピング検査やドーピングに関する教育・啓発等の防止活動の充実を図ることが求められています。

*23 「アスレティックトレーナー」とは、スポーツ現場で選手が受傷したときの応急処置や傷病の評価、復帰までの手順を考えたり、傷害の予防のために働くスタッフの一員。

*24 「アナリスト」とは、各競技においてデータ分析を担当するチームスタッフ。

*25 「ドーピング」とは、競技力を高めるために薬物などを使用したり、それらの使用を隠したりする行為。

県は、(公財)愛知県体育協会やスポーツ医・科学関係機関並びにスポーツファーマシスト^{*26}等と連携を深め、ドーピング防止に関する講習会の開催や情報の提供に努め、ドーピング防止活動を積極的に推進します。

イ スポーツ仲裁等の推進

スポーツ界の透明性、公平・公正性を高めるためには、その主体であるスポーツ団体が、社会的な責任に応える組織運営を行うことが必要です。スポーツ基本法では、「スポーツ団体は、運営の透明性を確保するとともに、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に努めること」とされており、そのガイドラインの策定等により、スポーツ団体の組織運営体制(ガバナンス)を強化し、組織運営体制の透明度を高めるとともに、スポーツ紛争の解決のための基礎的環境整備を図ることが求められています。

県は、(公財)愛知県体育協会に加盟しているスポーツ団体の組織運営体制の強化を図り、透明性の高い組織運営体制の整備に努めます。また、スポーツ団体と連携し、スポーツ仲裁の自動受託条項^{*27}を置くスポーツ団体の継続的な増加等、スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた基礎的環境整備を推進します。

(6) 国際競技大会等の開催

国のスポーツ基本計画では、「国際的な貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズム^{*28}の根本原則への深い理解に立って、国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、人的ネットワークの構築等を行うこと」とされています。ジュニア期の選手や青少年にとって、国を代表するアスリートや指導者に接することは、競技への意欲を高めるだけでなく、将来への大きな夢を抱くことができます。また、スポーツ観戦等、スポーツに触れる機会を増やすことにより、競技者だけでなく、県民がスポーツの魅力を肌で感じるすることができます。

このようなことから、県は、スポーツを通して県民の夢と希望を育み、地域を盛り上げることができるようなスポーツイベントの推進体制を整え、国際競技大会等の招致・開催を積極的に推進することで、国際的な交流の機会を拡充していきます。また、本県から国際的なスポーツ界で活躍できるような人材を発掘・養成していきます。大会等の開催に当たっては、スポーツボランティアの活用や施設整備の検討を関係機関と連携して進めます。

*26 「スポーツファーマシスト」とは、最新のドーピング防止規則に関する正確な情報・知識を持ち、競技者を含めたスポーツ愛好者に対し、薬の正しい使い方の指導等を行う認定薬剤師。日本アンチ・ドーピング機構により認定される。

*27 「自動受託条項」とは、『スポーツに関する紛争が生じたときは、(一財)日本スポーツ仲裁機構の仲裁手続を利用して解決する』というような内容のもので、あらかじめ各団体の規則に定められていれば、競技者が仲裁の申立てを行うと、自動的に仲裁合意があるとみなされる。

*28 「オリンピズム」とは、近代オリンピックの創立者であるクーベルタンが提唱したオリンピックのあるべき姿を示したものの。